

業務委託契約書

委託者 個人事業主 古川美穂（屋号「DHのミカタ」）（以下「甲」という。）と、受託者〔氏名〕（以下「乙」という。）は、甲が運営する歯科衛生士向け求人情報提供サービス「DHのミカタ」（以下「本サービス」という。）に関する業務の委託について、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託業務）

1. 甲は乙に対し、次の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 歯科医院に対する本サービスの案内、および本サービスへの求人掲載（無料プランおよび有料プランを含む。）の申込みの取次ぎ。甲が別途指定する掲載代行フォームへの入力補助を含む。
 - (2) 甲が別途書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により案内した場合に限り、歯科関連企業に対する本サービスの広告・PR等の案件の紹介取次ぎ
2. 本業務による紹介先医院・紹介先企業と甲との間の成約の紐付けは、乙専用の紹介QRコード・紹介コード等により甲が管理する。

第2条（業務範囲の限定・禁止行為）

1. 乙が行う本業務の範囲は、前条に定める案内および申込みの取次ぎに限られる。本サービスの契約条件の決定・変更、料金の値引きその他の取引条件の交渉、ならびに求職者に関する一切の対応は、すべて甲が行う。
2. 乙は、本業務の遂行にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - (1) 歯科衛生士その他の求職者に対する求人への応募の勧誘、求職の申込みの取次ぎ、または求職者と歯科医院との間の引き合わせ・あっせんその他職業安定法上の職業紹介に該当し、または該当するおそれのある一切の行為
 - (2) 本サービスが求職者の紹介・あっせんを行うサービスであるかのような説明その他甲の事業内容を誤認させる説明
 - (3) 本サービスの内容・効果・成果を断定し、または保証する言動（「必ず採用できる」「必ず応募が来る」等の表現を含む。）、および本サービスの料金・特典・キャンペーンについて、甲が定める適用条件・除外事項を欠いた説明その他歯科医院を誤認させるおそれのある説明
 - (4) 甲に無断で、本サービスの料金・条件その他の取引条件を提示し、変更し、または約束する行為
 - (5) 本資材（第4条に定義する。）の改変、複製（甲が書面により認めた場合を除く。）、または甲の商標、屋号、名称、ロゴ、資料その他の表示を本業務の目的以外で使用する行為
 - (6) 競合他社を誹謗中傷する行為、および歯科医院その他の関係者に対する不当な働きかけ
 - (7) その他、甲の信用を毀損し、または法令に違反する行為

(8) 掲載代行フォームへの入力その他甲が指定する方法により求人情報その他の情報を甲に提供するにあたり、歯科医院から提供を受けた内容と異なる内容、事実と異なる内容、歯科医院が確認していない内容（甲が定める手順により歯科医院の確認を得るものを除く。）、または労働条件その他の求人情報を誇張し、もしくは推測により補った内容を入力し、または提供する行為

3. 乙は、本業務に関し歯科医院から質問を受け、その場で回答できない場合は、確定的な回答を避け、速やかに甲に取り次ぐものとする。
4. 乙が本業務の一部を自己の従業者に行わせる場合、乙は、当該従業者に対し本条の内容を周知し、遵守させる責任を負う。

第3条（甲の法的地位の確認）

1. 甲は、職業安定法に基づく特定募集情報等提供事業の届出（届出受理番号：51-募-001923）を行った事業者であり、有料職業紹介事業の許可を受けた者ではないことを、甲乙相互に確認する。
2. 本契約に基づき甲が乙に支払う報酬は、甲の顧客となる歯科医院等の紹介取次ぎに対する手数料であり、職業紹介の対価ではないことを、甲乙相互に確認する。

第4条（本資材・紹介コード等の提供および管理）

1. 甲は、本業務に必要なフライヤー、紹介カード、ガイド、営業資料その他の資材（乙専用の紹介QRコード・紹介コードを付したものを含み、以下「本資材」という。）を自己の費用で作成し、乙に提供する。乙に初期費用・システム費用その他の費用負担は生じない。
2. 甲は乙に対し、本業務の遂行に必要な範囲に限り、本資材ならびに甲の商標、屋号、名称およびロゴを使用することを許諾する。当該許諾は非独占的かつ譲渡不能であり、本契約の終了と同時に効力を失う。
3. 乙は、本資材、甲が発行する掲載代行フォームの専用URLおよびトークン、紹介コードその他の認証情報を善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に開示、貸与または共有してはならない。
4. 乙は、本契約が終了したとき、または甲から求めがあったときは、未使用の本資材を甲の指示に従い速やかに返却または破棄し、以後、甲の商標、屋号、名称およびロゴを使用しない。

第5条（独立した受託者）

乙は独立した事業者として本業務を遂行するものであり、甲乙間に雇用、労働者派遣、代理、パートナーシップまたは合弁関係は生じない。乙は本業務の遂行方法を自らの裁量で決定し、甲の指揮命令には服さない。甲は、本業務の遂行にあたり、乙の就業時間・就業場所を拘束し、または業務遂行の細目について指揮命令を行わない。

第6条（報酬）

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として次のとおり報酬を支払う。
 - (1) 歯科医院の紹介：乙の本業務により紹介された歯科医院が本サービスの**有料プラン等**（有料の掲載プラン、**ポイントの購入**、有料オプションその他甲が有償で提供するサービスをいい、**利用が**

単発であるか継続的であるかを問わない。以下同じ。)を利用した場合、当該医院が各月において甲に現に支払った利用額の合計額の10%を、本契約が継続する間、当該支払いが発生した月ごとに支払う。

(2) 歯科関連企業の案件の紹介：第1条第1項第2号の取次ぎにより歯科関連企業との広告・PR等の案件が成約した場合、当該成約額の10%を、当該成約が発生した月につき1回支払う。

2. 前項の報酬の対象となる紹介先医院等は、第1条第2項により甲が紐付けを確認したものに限る。紹介コードの読取りが行われなかった等の理由により紐付けがなされなかった場合において、乙が紹介の事実を示す資料を提出し、甲がこれを相当と認めたときは、甲は当該紹介先医院等について紐付けを行うことができる。
3. 第1項の報酬は、紹介先医院等が甲に現に支払った利用額・成約額（総額）を基礎として算定する。甲が無償で提供するプラン、特典、キャンペーンその他対価の支払を伴わない提供（無償で付与されたポイントの利用を含む。）は、利用額に含まれない。
4. 紹介先医院等への返金、決済の取消しその他の事由により、既に報酬の算定の基礎とした利用額・成約額が減額されたときは、甲は、その減額分に対応する報酬額を、以後の報酬から控除する。
5. 甲が本サービスの料金体系（プランの新設・変更・統合・廃止・無償化を含む。）を変更した場合であっても、第1項および第3項の算定方法は、変更後の料金体系に基づき引き続き適用される。当該変更により報酬の算定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ書面により定める。
6. 本条の報酬は、成果・収益額を保証するものではなく、紹介先医院等の利用状況に応じて変動する。
7. 本業務の遂行に要する交通費その他の費用は、乙の負担とする。ただし、甲が事前に書面により承諾した費用はこの限りでない。

第7条（消費税・適格請求書）

1. 甲は消費税の免税事業者であり、甲が歯科医院等に提示する料金は消費税相当額を別途加算しない総額表示であることを、甲乙相互に確認する。
2. **乙が消費税の課税事業者である場合**、前条の報酬に係る消費税相当額は、報酬に加算して甲が別途支払う。**乙が消費税の免税事業者である場合**、前条の報酬額をもって支払額とし、消費税相当額の別途加算は行わない。
3. 乙は、本契約の締結にあたり、消費税の課税事業者・免税事業者の別、および適格請求書発行事業者としての登録の有無・登録番号を、別紙1「乙の税務区分に関する確認書」により甲に通知する。これらに変更が生じたときは、乙は速やかに甲に通知する。
4. 甲は、前項の通知が変更されるまでの間、直近の通知内容に従って報酬を計算し支払うものとし、通知の遅延により差額が生じたときは、甲乙協議のうえ精算する。乙が前項の通知を行わない場合、甲は、通知があるまでの間、前条の報酬額に消費税相当額を加算しないものとして取り扱う。この場合において、後日、乙が課税事業者である旨の通知があったときは、**当該通知の日の属する月の翌月以後に支払う報酬について消費税相当額を加算するものとし**、当該通知前の期間に係る消費税相当額の取扱いは甲乙協議のうえ定める。

5. 甲が消費税の免税事業者である間は、甲は乙に対し適格請求書の交付を求めない。甲が課税事業者となった場合の取扱いは、甲乙協議のうえ書面により定める。

第8条（報酬の計算・支払・支払明細書）

1. 報酬は毎月末日締めとする。
2. 甲は、翌月初に、当該月の報酬の算定根拠となる**支払明細書**（対象医院・利用額・成約の内訳、報酬額、および消費税相当額の有無を記載したもの）を作成し、電磁的方法により乙に交付する。
3. 乙は、支払明細書の内容を確認するものとし、**受領後14日以内**に異議の申出がないときは、その内容を承認したものとみなす。この場合、乙から甲への請求書の発行を要しない。**乙が異議を申し出たときであっても、当該異議の対象となった部分以外の報酬は、本項により確定する。**
4. 甲は、前項により確定した報酬を、締め日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。当該支払は、いかなる場合も、**当該報酬の算定の基礎となる利用額または成約額が生じた日から**起算して60日以内のできる限り短い期間内に行う。振込手数料は甲の負担とする。
5. 乙は、報酬額または明細の内容に異議があるときは、**第3項に定める期間内**に甲に申し出るものとし、甲乙協議のうえ精算する。**甲は、当該異議の対象となった部分の報酬について、精算が調った後遅滞なく、かつ第4項後段に定める期間内に支払う。**
6. 乙が適格請求書発行事業者であり、かつ甲が消費税の課税事業者である場合、第2項の支払明細書は消費税法の定めるところにより甲が作成する仕入明細書として取り扱い、第3項の確認をもって同法所定の相手方の確認とする。

第9条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 甲は、前項ただし書の申し出により本契約を更新しない場合、乙から求められたときは、その理由を乙に開示する。ただし、第三者の権利を害するおそれがある場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

第10条（中途解約）

1. 甲および乙は、相手方に対し1か月前までに書面により通知することにより、本契約を解約することができる。
2. 前項により甲が本契約を解約する場合において、乙から請求があったときは、甲は本契約を解約する理由を遅滞なく乙に開示する。

第11条（契約終了後の報酬の取扱い）

1. 本契約が事由のいかんを問わず終了した場合、終了日の翌日以降に紹介先医院等が甲に支払う利用額・成約額に対応する報酬（紹介先医院が有料プラン等の利用を継続している場合の月次報酬を含む。）は発生せず、甲の支払義務は消滅する。
2. 前項にかかわらず、終了日までに既に発生した報酬については、本契約終了後も第8条に従って支払う。

第12条（秘密保持・目的外利用の禁止）

1. 甲および乙は、本契約に関連して相手方から開示を受けた営業上・技術上の情報その他一切の情報（甲が乙に開示する支払明細書、紹介先医院に関する情報（医院名・利用額・利用状況等を含む。）、掲載代行フォームの専用URL・トークンを含み、以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りでない。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報、または開示後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (2) 開示を受けた時点で既に自己が正当に保有していた情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 法令または裁判所・行政機関の命令により開示を義務付けられた情報（この場合、開示前に可能な限り相手方に通知する。）
2. 甲および乙は、秘密情報を本契約の履行の目的以外に使用してはならない。
3. 甲および乙は、本契約が終了したとき、または相手方から求めがあったときは、秘密情報（その複製物を含む。）を相手方の指示に従い速やかに返却または破棄する。
4. 本条の義務は、本契約終了後3年間存続する。

第13条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、本業務に関して甲から取扱いを委託された個人データ（個人情報の保護に関する法律に定める個人データをいう。以下同じ。）を、本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱う。
2. 乙が本業務に関連して歯科医院の開設者、院長その他の担当者の個人情報を取得し、またはこれに接した場合、乙は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、当該情報を本業務の目的以外に利用せず、漏えい、滅失または毀損の防止のために必要かつ適切な措置を講じる。乙は、当該情報を甲が指定する掲載代行フォームその他甲が指定する方法によってのみ甲に提供するものとし、**自己の管理する記録媒体等に本業務の遂行に必要な範囲を超えて保存しない。**
3. 乙は、委託を受けた個人データについて、漏えい、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、甲の指示に従うものとする。
4. 乙は、委託を受けた個人データを第三者に再委託してはならない。やむを得ず再委託する場合は、事前に甲の書面による承諾を得たうえで、再委託先に本条と同等の義務を負わせ、その監督について甲に対し責任を負う。

5. 乙は、委託を受けた個人データまたは第2項の個人情報について漏えい、滅失、毀損その他の事故またはそのおそれを認知したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従う。
6. 甲は、必要に応じ、乙に対し個人データの安全管理措置の状況について報告を求め、またはこれを確認することができる。
7. 乙は、本業務において求職者（歯科衛生士等）の個人データを取り扱わない。やむを得ず取り扱う必要が生じた場合は、事前に甲の指示を受けるものとする。
8. 乙は、本契約が終了したとき、または甲から指示があったときは、委託を受けた個人データを速やかに甲に返却し、または消去する。
9. 乙は、第2項の個人情報を本業務の遂行のために一時的に保存した場合は、当該目的を終えたときに速やかに消去する。本契約が終了したとき、または甲から指示があったときも同様とする。

第14条（再委託の禁止）

1. **乙は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。**ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
2. 前項ただし書により再委託する場合、乙は、再委託先に本契約と同等の義務を負わせ、再委託先の行為について甲に対し自ら行為したものと同様の責任を負う。
3. 乙が自己の従業者に本業務を行わせることは、第1項の再委託に該当しない。この場合、乙は当該従業者の管理・監督について一切の責任を負う。

第15条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

第16条（解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず是正しないとき
 - (2) 第2条（業務範囲の限定・禁止行為）、第12条（秘密保持・目的外利用の禁止）、第13条（個人情報の取扱い）または第17条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
 - (3) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の開始の申立てがあったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または滞納処分を受けたとき
 - (5) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
2. 前項による解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲または乙は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除した当事者は、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第18条（損害賠償）

1. 甲および乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害（直接かつ通常の損害に限る。）を賠償する責任を負う。
2. 前項の賠償額の累計は、当該損害の発生原因となった事由の発生前12か月間に甲が乙に対して支払った報酬の総額を上限とする。
3. 前項の上限は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - (1) 故意または重大な過失による場合
 - (2) 第12条（秘密保持・目的外利用の禁止）に違反した場合
 - (3) 第13条（個人情報の取扱い）に違反した場合
 - (4) 第17条（反社会的勢力の排除）に違反した場合

第19条（協議・準拠法・管轄）

1. 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議のうえ解決する。
2. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
3. 本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じ、**東京地方裁判所または東京簡易裁判所**を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。なお、電子契約により締結する場合は、電磁的記録をもって本書に代え、甲乙それぞれ電子署名等の措置を講じるものとする。

年 月 日

甲（委託者）

住所：〔 〕

屋号：DHのミカタ

氏名：古川美穂 ⑩

乙（受託者）

住所：〔 〕

氏名：〔 〕 ⑩

別紙1 乙の税務区分に関する確認書

本契約第7条第3項に基づき、以下のとおり通知します。

確認事項	回答
消費税の区分	☐ 課税事業者 / ☐ 免税事業者
適格請求書発行事業者の登録	☐ 登録あり（登録番号：T〔 〕） / ☐ 登録なし
報酬振込先	金融機関〔 〕支店〔 〕種別〔 〕口座番号〔 〕名義〔 〕
支払明細書の送付先メールアドレス	〔 〕

※ 消費税の区分は、必ずいずれかにチェックしてください。ご記入がない場合、契約第7条第4項により、報酬額に消費税相当額を加算しない取扱いとなります。

上記に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知します。

年 月 日 氏名：〔 〕
